

令和 4 年 2 月 3 日

瑞穂町教育委員会
教育長 鳥海俊身様

瑞穂町文化財保護審議会
会長 平山和治

瑞穂町登録無形文化財の登録について（答申）

令和 3 年 1 月 4 日付、瑞教函発第 29 号にて諮問されたことについて、識見者の評価を踏まえ、審議の結果、下記のとおり町登録無形文化財としての要素を十分に備えた文化財である旨答申します。

記

東京狭山茶手もみ製法

- ① 狭山茶は茶の産地としては寒冷地に位置しており、生産される茶葉は温暖な地域のものより肉厚になる。製法についても、濃厚な香りや甘みを引き出す「狭山火入れ」と言われる工程があり、これは狭山茶の持つ特徴の 1 つである。かつては、仕上げにこくり板を用いるなど、狭山茶ならではの素材や生産現場で受け継がれた技法を基に、長い年月をかけて茶の品質の向上への取り組みが続けられている。
- ② 技術の保持団体である東京狭山茶手もみ保存会は平成 8 年に設立された団体であり、登録文化財として登録する技術を保持する団体としては歴史が浅いという一面がある。しかし、地域の製茶関係者は、過去に行われていた手もみ製法にも造詣が深く、団体の設立以前から有志で技術の向上に努め、併せて普及活動にも取り組んできた。当団体はそのような産地特有の地域性と歴史的な取り組みの延長に存在するものであると言える。
- ③ 当団体は、産業まつりなどの町事業や郷土資料館での体験教室、各小学校での手もみ実演など、精力的な伝承活動を展開している。また、他地域での活動も積極的に行っており、手もみ製法の技術を広く発信している。

以上の 3 点の理由により、瑞穂町登録無形文化財として適当であると認める。